

## 栃木県看護職員修学資金制度について

この制度は、看護師等養成施設を卒業後、対象の資格(免許)を取得して、栃木県内の病院等において看護業務に従事しようとする者に、修学に必要な資金を県が無利子で貸与する制度です。

また、養成施設を卒業後1年以内に対象の資格(免許)を取得して、直ちに別表の対象施設で就業を開始し、5年間継続して看護業務に従事した場合は、申請していただくことによって修学資金の返還を免除されます。

ただし、返還猶予の要件がない以下の場合には返還しなければなりません。

- ・養成施設を退学した
- ・対象資格試験が不合格で免許を取得できなかった  
※対象資格試験に合格しても免許を取得しなければ返還になります。
- ・5月以降に就業した
- ・対象施設で継続して5年間看護業務に従事しなかった(次の就職まで1ヶ月以上空いてしまった)等

### 1 修学資金貸付金の額等(昨年度実績)

養成所区分	貸与月額	貸与期間	交付方法
保健師・助産師 ・看護師	32,000円	貸与を受けた年度の4月から、 正規の修業期間を終了する月 まで(毎年申請が必要)	原則として3ヶ月分を一 括して交付する。 (7. 10. 1. 3月の25日前後)
准看護師	15,000円		

### 2 貸与申請手続き

修学資金の申請には、次の書類を養成施設経由で知事に提出しなければなりません。

- (1) 看護職員修学資金貸与申請書
- (2) 誓約書(連帯保証人を独立した生計を営む成人で2名立てる)
- (3) 連帯保証人2名の印鑑登録証明書
- (4) 全員の財産調査同意書
- (5) 養成施設長の推薦書 ※新規申請者のみ
- (6) 身上調査(写真貼付) ※新規申請者のみ
- (7) その他貸与の決定を審査するのに必要な書類の提出を求める場合があります。

連帯保証人は、返還または返還免除により債務が消失するまで、主たる債務者と同等の立場で保証することとなります。一度連帯保証人を立てた場合は、連帯保証人変更届を提出しない限り同一人物が債務消失まで連帯して保証することとなりますので、十分にご考慮ください。

また、栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則第3条により独立の生計を営む成人の者であること、また、貸与を受けようとする者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1人は、法定代理人でなければならないこととされているので、ご注意ください。

### 3 貸与の決定

知事は貸与申請があったときは、審査の上、修学資金貸与の適否を決定し、養成施設を  
経由して申請者に通知します。

### 4 貸与を受けた者の諸手続

- (1) 在学中は、退学・休学・停学、住所の変更をしたときなどに所定の手続きが必要で  
す。
- (2) 卒業時は、借用証書の提出、卒業後は、住所の変更届のほか、返還、返還猶予  
申請、返還免除申請等の手続きが必要です。
- (3) 栃木県看護職員修学資金の手引きは返還完了または返還免除により債務が消  
失するまで大切に保管してください。